

マイナポイントの申請期限について

マイナポイントを受け取るために必要なマイナンバーカードの申請期限は、9月末までです。

第2弾

マイナンバーカードで
マイナポイント

最大 **20,000** 円分の
マイナポイント がもらえる!

お好きな
キャッシュレス
決済サービスで
使える!

健康保険証としての利用申込み+公金受取口座の登録によるマイナポイント申込がスタート!

<p>ポイント①</p> <p>本人確認書類・ 各種書類取得に便利</p> <p>マイナンバーカードの 新規取得等で 5,000円分</p> <p><small>※1, 2</small></p>	<p>ポイント②</p> <p>医療ますます便利</p> <p>健康保険証としての 利用申込みで 7,500円分</p> <p><small>※3</small></p>	<p>ポイント③</p> <p>給付金の受け取りが スマートに!</p> <p>公金受取口座の 登録で 7,500円分</p> <p><small>※3</small></p>
--	---	--

※1 マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があります。
※2 マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます。※3 健康保険証利用申込み情報や公金受取口座登録情報を確認後、マイナポイント申込で選択した決済サービスにポイントが付与されます。



マイナンバーカード交付・申請臨時窓口の開設について

■日時 令和4年9月25日(日) 午前9時～午後4時

■場所 広野町役場 町民税務課

また、毎週火曜日は、午後7時まで役場を開庁し受付を行っております。ぜひご利用ください。



最新の情報はマイナポイント事業
ホームページをご覧ください!

マイナポイント 🔍

デジタル庁 総務省 厚生労働省

あなたの写真が広報ひろのに載っていたら、総務課の窓口でお渡しできます。お気軽にお問い合わせください。

人口と世帯数 (住民基本台帳人口による) 町内へ戻った人は必ず役場に届け出をしてください。

平成24年7月9日の住民基本台帳法の改正により外国人住民についても集計しています。
※町民居住者：町内における町民の居住者 ※滞在者：廃炉・復興関連事業従事者及び他市町村からの避難者

<p>● 町のすがた ●</p> <p>世帯数 2,278世帯(0)</p> <p>住基人口 4,706人(-10)</p> <p>(男) 2,488人(-5)</p> <p>(女) 2,218人(-5)</p>	<p>● 人のうごき ●</p> <p>転入 12人</p> <p>転出 17人</p> <p>出生 0人</p> <p>死亡 5人</p>	<p>● 実質人口 ●</p> <p>5,713人</p> <p>(4,247人+1,466人)</p> <p>(町内居住者+滞在者)</p>
--	--	---

令和4年 7月31日現在